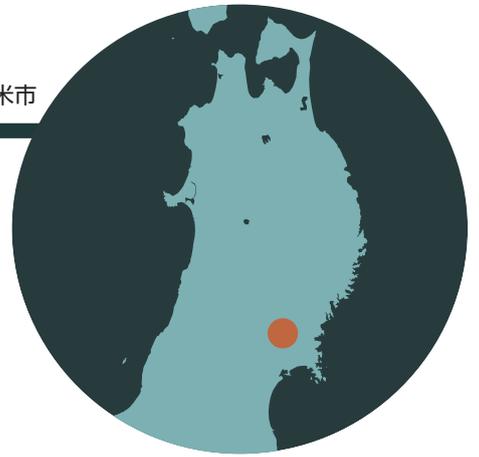


伊豆沼・内沼

いずぬま・うちぬま

宮城県栗原市、登米市



①伊豆沼・内沼はすまつりの様子

[登録番号]318

[登録年月日]1985年9月13日

[面積]559ha

[湿地のタイプ]O:永久的な淡水湖沼、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度]国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準]2、3

湿地の概要

伊豆沼・内沼は、宮城県北部に位置する大小2つの沼であり、大きい伊豆沼と小さい内沼が1本の水路でつながっている。

伊豆沼・内沼を含む周辺地域は、低湿地帯であり、北上川の支流である迫川が長い期間をかけて土砂を堆積し、そこに水が滞って沼になったものと言われている。一帯は、かつて広大な低湿地帯であったが、大雨による大水害が起るため、周辺地域が開拓され始めた。その後、1927年頃からの大規模な干拓事業によって、湿地や沼の多くが水田に開拓され、東北地方有数の穀倉地帯となった。伊豆

沼・内沼もその一部が埋め立てられ、現在では、大正時代の2分の1ほどの面積となっている。

現在、伊豆沼は、沼周辺に広がっている水田のかんがい用水の水源として利用されるとともに、洪水を調節する遊水地としても利用されている。水深は、平均して1mほどだが、伊豆沼の東側にある水門によって、洪水時の水位調整と農業用水の管理が行われている。水深が浅いため、沼の中央部まで水生植物が繁茂している。



湿地にかかわる動植物

この地域は積雪が少なく、厳冬期の1月でも湖面が凍結しにくいいため、冬になると多くの渡り鳥が伊豆沼・内沼にやってくる。周辺に採餌場となる広大な水田があるため、沼周辺を含めた宮城県北部ではマガンやオオハクチョウなどが越冬のためにここを利用する。マガンは夜間に沼で休息し、早朝に一齐に飛び立って周辺の水田に向かう。南側にあるラムサール条約湿地の蕪栗沼かぶくりぬまや化女沼けじよぬまとは、越冬地として相互補完関係にある。

伊豆沼・内沼は、水深が一番深いところでも1.6mと浅く、ヨシ、マコモ、オギ、

ハス、ヒシ、ガガブタ、アサザなどの水生植物が豊富で、周囲を含めて約700種の植物が確認されている。夏には湖面をピンク色のハスの花が覆い、毎年ハス祭りが行われ、人々は沼に船を浮かべてハスを観賞する。

魚類はコイやフナを中心に、絶滅危惧種であるゼニタナゴやミナミメダカ、ジュズカケハゼなど約40種が生息する。トンボ類はオオセスジイトトンボ、チョウトンボなど35種が確認されている。



②マガンの飛び立ち



③自生するガガブタ

保全・管理の取組

豊かな自然が残る伊豆沼・内沼ではあるが、さまざまな課題もある。その中でも最も大きな問題となっているのが、生物相の単純化である。多種多様な動植物がバランスを保っていたのが本来の伊豆沼・内沼の自然環境だった。しかし、近年、特定外来生物であるブラックバスの増加、ハスの過剰な繁茂、マガンの集中的な分布など、特定の動植物が増えすぎることによって、バランスが崩れてきた。その一

つの要因となっているブラックバス等の外来魚を駆除するために電気ショッカーボートを使用し、環境の改善に努めている。

また、人工的にエコトーン(水域と陸域にはさまれた独特な生態系)を造成し、水生生物や貝類の復元を促している。エコトーンを創出することで水鳥や魚類、水生植物、貝類の繁殖場や生息場となり多種多様な動植物が生息することを目指している。



④電気ショッカーボート



⑤伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン



⑥風土フットパスの様子

ワイズユースの取組

1980年代の終わり頃までは50軒ほどの漁業者がおり、生計を立てていた。沼で獲れるヌカエビを使用したエビ餅やじゅんさいは、地域の伝統的な食文化である。

伊豆沼の北岸にある宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターを中心に、水質浄化や浅底化対策となるマコモの植栽等の環境保全活動、自然体験講座等が行われている。地域の小中学校や企業、団体、一般市民など一体となって行う伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン(一斉ゴミ拾い)

は、沼周辺の美しい景観を保っている。また、夏に開催されるハス祭りや、冬の野鳥の飛び立ちをはじめ、四季の魅力あふれる沼の景色を題材にしたフォトコンテストには、例年、県内外から多くの応募があり、入選作品は、登米市・栗原市内で巡回展示され、市民が写真を通じて沼の豊かな自然を感じる機会となっている。

地元企業は、地域に昔からある風景の中をガイドと歩いて巡る「風土フットパス」や野鳥等の自然観察会を企画している。

関連自治体

栗原市役所 ☎0228-22-3350 / 登米市役所 ☎0220-58-5553

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

伊豆沼・内沼 (いずぬま・うちぬま)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 栗原市 (①④⑤)、宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 (②③)、(有)伊豆沼農産 (⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03